

<p>はじめに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国内クルーズに適用される「船舶ガイドライン」や「港湾ガイドライン」に対応するもの。 ◆ 感染症の新たな知見を踏まえ適宜見直しを実施 ◆ 感染症対応が不要になった時は廃止
<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 旅客ターミナルでの感染症予防のため、境港管理組合、クルーズ船社、施設指定管理者が連携して取り組む。 ◆ 境港に寄港するクルーズ客船内の感染症情報収集に努め、感染者が出た場合、保健所の対応に協力する。 ◆ 職員及びターミナル指定管理者に対し、感染症に必要な対応を継続して安全に実施

客船受入れの留意事項	詳細
<p>客船受入に際しての事前調整</p>	<p>保健所等地元関係機関の合意を得た上で受け入れ (R2.10 境港保安委員会にて全体合意)</p>
<p>境港管理組合の独自感染防止対策</p>	<p>境港独自の検温実施 寄港情報及び客船の感染防止対策を観光施設に周知</p>
<p>感染者発生時の受入れ対策の構築</p>	<p>初動体制の構築、搬送用動線調整</p>
<p>事案発生に備えた訓練等</p>	<p>連携体制の確保、防護服の脱着について事前訓練 (R3.3 訓練実施)</p>
<p>安全安心な寄港地観光の推進</p>	<p>寄港観光地の安全対策を乗客に周知。クルーズ船社と地域の相互理解促進に努める</p>

【受入準備】

事前に関係機関及びクルーズ船社と連絡体制を確立。

1. 客船受入れ判断について

クルーズ開始二週間前の「鳥取県版新型コロナウイルス警報」の発令に基づき受入れ判断。

＜クルーズ客船受入れ判断基準＞

発令区分 *西部	詳細	クルーズ客船受入れ可否
発令なし	それぞれ感染者数・確保病床稼働率・予測ツールによる3週間後の確保病床稼働率のいずれかによって発令	受入れ可
注意報		受入れ可
警報情報		管理組合と保健所の事前協議により決定
警戒		
特別警報		

受入れ可能な一定の病床数を船社に提示

2. 感染者が発生した場合

①保健所関係者や緊急車両の動線、駐車場所の確保、制限エリアの安全確保を図るようターミナル指定管理者に指示する。

②関係者に情報提供し、保健所の指示に従う。

船社の措置 *船内で検査実施	保健所の対応	境港管理組合の対応
感染者の陸上隔離 関係機関連絡 クルーズ中止	感染者の搬出	関係機関連絡、 駐車場所の確保、 警備 実施主体：施設指定管理者
濃厚接触者の船内隔離	検査等状況確認	濃厚接触者検査への協力
下船港に向かう	消毒に関する助言	ターミナル等で消毒実施

3. 感染者がおらず、下船となった場合

境港管理組合で検温実施 → 37.5℃以上を感知

・船社に情報提供、経過観察要請、外出自粛要請

4. 旅客ターミナル内の感染防止対策

- 頻度をあげて消毒、一般客と乗船客動線分離
- 乗客下船時時に観光案内・バス乗り場等での間隔維持、換気
- 物販等における対応：透明アクリル板の設置、マスク着用、名簿提出等